【公共工事等の電子契約に関するお知らせ】

令和8年12月1日から **電子契約** を導入します

令和８年１２月１日以降に契約する場合には、電子契約の可能な案件になります

電子契約とは

紙の契約書の代わりに、インターネット上で電子化（PDF ファイルに電子署名、タイムスタンプ付与）することで契約を締結するものです。電子化された契約書には電子署名とタイムスタンプ（誰がいつ手続きしたかを記録し、改ざんされていないことを証明するもの）が付与されることで、法的証拠力を持ちます。
島根県の電子契約では、弁護士ドットコム株式会社が提供する「クラウドサイン」を利用します。

メリット

収入印紙が不要
電子データによる契約締結（電磁的記録の作成）のため、印紙税法上の課税文書に該当せず、収入印紙代が不要（非課税）となります。

契約締結がスピーディ
メール受領後、インターネット上で内容確認・同意するだけで即日～数日で締結。郵送往復の待ち時間が解消されます。

コスト・手間を削減
紙契約で発生していた契約書の印刷代、製本代、封筒・郵送費用、持参にかかる移動コストなどが不要になります。

事前登録・費用負担なし
事業者側で専用ソフト購入やクラウドサインへの有料アカウント登録などの準備は不要で、無料で利用可能です。

利用手順

利用申出書提出
電子契約を希望する場合、電子契約することを同意し、利用するメールアドレスを申告する、「電子契約利用申出書」を提出します。

確認依頼メール受領
県の契約担当職員が「クラウドサイン」にアップロードした契約書の確認依頼メールが、提出いただいたメールアドレスあてに届きます。

契約書を確認
「クラウドサイン」で契約内容を確認し、同意します。（同意するボタンをクリック）

契約締結完了
島根県側でも同意処理が行われると、電子署名及びタイムスタンプが付与された契約書が完成し、メールで届きます。

以下（裏面）を確認

・電子契約を利用するかは任意です。電子契約のご利用を希望されない場合は、従来どおり紙（記名押印）での契約締結も可能です。
・以下の場合は電子契約対象外です。①法令等により書面義務がある契約　②契約締結日～契約期間の終期が 10 年を超える契約　③自動更新条項のある契約　④アップロード容量が上限超過する契約

建設工事及び工事関係業務の発注での取扱い

≪利用申出書記入の注意事項≫　　※別紙の記載例を参考にして下さい

●利用申出書の所在地、商号等

・ 利用申出書に記入する所在地、商号等は、契約書に記入する者（契約締結する者）を記入して下さい。

・ 委任先の営業所等で契約を締結する場合は、その営業所等で申出して下さい。

●担当者及び最終確認者の記入

・ 担当者及び最終確認者については、それぞれ別のメールアドレスを登録して下さい。
同じメールアドレスは登録できません。

・ 確認者が1人の場合は、最終確認者欄にメールアドレスを記入し、担当者の記入は不要となります。

●通信欄への契約情報の記入

・ 通信欄には、契約保証の種別（西日本建設業保証、銀行保証等）を記入して下さい。

・ 中間前払金、部分払の選択を記入して下さい。

≪利用申出書の提出方法≫

●電子入札システムより利用申出書を提出する案件

・ 一般競争入札、簡易型一般競争入札に参加される方で、その案件を落札した場合に電子契約を希望する方は、原則、入札時に電子入札システムで資格確認資料と併せて、電子契約利用申出書をアップロードして提出して下さい。

（※ 上記の方法以外で利用申出書が提出された場合でも、電子契約は可能ですが、契約書作成準備の都合上、上記の方法による提出にご協力ください。なお、利用申出書の提出忘れ等の場合は、発注者に連絡して下さい。）

●メールにより利用申出書を提出する案件

・ 指名競争入札等に参加される方は、原則、落札決定通知後に落札者の方のみ、メールにより利用申出書を提出して下さい。

（※指名競争入札では、電子入札システムで資料の添付ができないため、落札決定後に落札者のみが利用申出書をメールで提出します。）

・ すでに紙契約により締結した契約の変更契約を、電子契約で締結する場合は、原則、メールにより発注者へ利用申出書を提出して下さい。

≪その他≫

●リサイクルに関する説明書の提出

・ 当該工事に係る解体工事に関する説明書はこれまでと同様に、事前に監督員に提出して、監督員の確認が取れた内容で契約書を作成します。

●建築士法第22条の3の3に定める記載事項

・ 建築設計業務委託契約等では、これまでと同様に、落札決定通知後に提出された別紙様式を契約書に添付します。

別記様式　記載例

Wordファイルでの提出にご協力をお願いします。

令和８年１２月１日

島根県知事　様

契約書の受注者欄に転記するため所在地等を正確に記入してください。
（例：〇１丁目２番３号　×１-２-３
〇１２３４番地５　×１２３４-５）
委任先営業所名で契約する場合は、委任先営業所の情報を記入してください。

所　在　地　島根県松江市殿町１番地
商号又は名称　株式会社島根建設
代表者職氏名　代表取締役　島根　太郎
連絡先（電話）　0000-00-0000

電子契約利用申出書

下記案件に係る契約については、発注者が指定する電子契約サービスを利用して契約を締結することに同意します。なお、契約内容の確認を行う者及び利用するメールアドレスは、次のとおりです。

１　案件名（業務名、工事名等）

〇〇建設工事

２　契約内容の確認者及びメールアドレス

下に記載の順番で、電子契約サービスから契約書の内容確認依頼メールが届きます。

【担当者】※不在の場合は空欄にしてください。

メールアドレス	000@aaa.co.jp
氏名	島根　花子

【最終確認者】※契約締結権者又は契約締結権者から契約の締結

メールアドレス	111@aaa.co.jp		
氏名	島根　太郎	役職	代表取締役

担当者と最終確認者は異なるアドレスを指定してください。

アドレスが１つしかない場合は最終確認者で指定してください。

※担当者及び最終確認者はそれぞれ異なるメールアドレスを指定してください。
※フリーメールアドレスはお控えください。
※利用するメールアドレスについては、外部からのメール＜クラウドサイン：support@cloudsign.jp ＞を受信できるよう設定をお願いします。

【通信欄】

該当するものに〇または記入してください。
・契約保証種別　西日本建設業保証　・　銀行保証　・　その他（　　）
・中間前金または部分払いの選択　中間前金　・　部分払い

利用申出書提出時に選択できない場合は、落札決定後速やかに発注者へ連絡してください。

※以下は建設業法に関係する契約書の場合記載する

＜建設工事請負契約の場合＞
建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法第１９条第３項及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第１３条第３項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて、相互に承諾するものとします。
なお、本承諾後であっても、電磁的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申出があった場合、申出以降の建設工事の請負契約については書面を交付することとします。
・電磁的措置の種類
　コンピュータ・ネットワーク利用の措置
・電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方式
　電子契約サービスを通じて、送信者が PDF ファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法等